

令和元年第2回

さくら市議会定例会議案書

# 付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	市 長	P 1
2	さくら市空家等対策の推進に関する条例の制定について	〃	P 18
3	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	P 24
4	さくら市印鑑条例の一部改正について	〃	P 33
5	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	P 35
6	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	〃	P 49
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	〃	P 53
8	さくら市準用河川占用料条例の一部改正について	〃	P 54
9	さくら市水道法施行条例の一部改正について	〃	P 55
10	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	〃	P 57
11	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	〃	P 59
12	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 87
13	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃	P103
14	平成 30 年度さくら市一般会計決算の認定について	〃	P111
15	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	〃	P112

番号	事 件 名	提案者	ページ
16	平成30年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定について	市長	P113
17	平成30年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	〃	P114
18	平成30年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	〃	P115
19	平成30年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃	P116
20	平成30年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	〃	P117
21	平成30年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P118
報告 1	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	〃	P119
報告 2	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	〃	P120
報告 3	平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について	〃	P121

議案第1号

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及びさくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号。以下「給与条例」という。）第18条の3の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1の給料表によるものとし、同表に掲げる職種の区分に応じて適用する。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、別表第2の等級別基準職務表に掲げる職種ごとに、当該職務が有する複雑、困難及び責任の程度に応じて同表に掲げる基準となる職務のとおり分類する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による分類に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額及び支給方法は、さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年さくら市条例第52号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第9条 給与条例第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中

「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第10条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第11条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第12条 給与条例第16条の2第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第16条の2第1項の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第3項及び第4項並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条並びに前条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第13条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第3項及び第4項並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条並びに第11条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第14条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇

月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第24条第2項において同じ。）の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第15条 第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、当該勤務しない事由がさくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は休暇等条例第9条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部

を勤務したフルタイム会計年度任職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額(パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下この条において同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第2条各号に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合

は、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、又は正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたことにより、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる勤務を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第22条 第17条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合並びに第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬額及び第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第16条の2第1項の規定により支給される宿日直手当に相当する額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。この場合において、当該宿日直勤務は、第19条から第21条までの勤務には含まないものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4

項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第25条 報酬の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から当該パートタイム会

計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 報酬は、パートタイム会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
  - (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
  - (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額
- (パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、当該勤務しない事由が祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、当該勤務しない事由が祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第

2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第29条 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、その通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第8項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、さくら市職員の旅費に関する条例(平成20年さくら市条例第12号)の例による。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の43」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とある

のは「100分の86」とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者又は改正前の法第22条第5項の規定による臨時的任用を行われていた者で、施行日以後に引き続きこの条例の適用を受けるもの（施行日以後において、施行日前に任用されていた職と同一の職に任用される者に限る。）の給料の額又は報酬の額の水準が、当該者が改正前の法に基づき施行日前に受けていた賃金の額又は報酬の額の水準に達しないこととなる場合は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。

別表第1（第3条関係）

給料表

職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	144,100	194,000
	2	145,200	195,800
	3	146,400	197,600
	4	147,500	199,400
	5	148,600	200,900
	6	149,700	202,700
	7	150,800	204,500
	8	151,900	206,300
	9	153,000	207,900
	10	154,400	209,700
	11	155,700	211,500
	12	157,000	213,300
	13	158,300	214,700
	14	159,800	216,500
	15	161,300	218,200
	16	162,900	220,000

	17	164,200	221,700
	18	165,700	223,400
	19	167,200	225,000
	20	168,700	226,600
	21	170,100	228,000
	22	172,800	229,700
	23	175,400	231,300
	24	178,000	232,900
	25	180,700	234,000
	26	182,400	235,500
	27	184,000	236,900
	28	185,700	238,200
	29	187,200	239,500
	30	188,900	240,700
	31		241,700
	32		242,900
	33		244,200
	34		245,300
	35		246,500
	36		247,800
	37		248,700
	38		250,100
	39		251,500
	40		252,900
	41		254,300
	42		255,700
	43		257,100
	44		258,400
	45		259,600
2 保健師、助産師、看護師その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規	1	144,100	194,000
	2	145,200	195,800
	3	146,400	197,600
	4	147,500	199,400

則で定めるもの	5	148,600	200,900	
	6	149,700	202,700	
	7	150,800	204,500	
	8	151,900	206,300	
	9	153,000	207,900	
	10	154,400	209,700	
	11	155,700	211,500	
	12	157,000	213,300	
	13	158,300	214,700	
	14	159,800	216,500	
	15	161,300	218,200	
	16	162,900	220,000	
	17	164,200	221,700	
	18	165,700	223,400	
	19	167,200	225,000	
	20	168,700	226,600	
	21	170,100		
	22	172,800		
	23	175,400		
	24	178,000		
	25	180,700		
	26	182,400		
	27	184,000		
	28	185,700		
	29	187,200		
	30	188,900		
	31	190,700		
	32	192,400		
	33	194,000		
	34	195,400		
	35	196,900		
	3 保育士、介護士その他 これらに準ずる業務に従	1	182,400	194,000
		2	184,000	195,800

事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	3	185,700	197,600	
	4	187,200	199,400	
	5	188,900	200,900	
	6	190,700	202,700	
	7	192,400	204,500	
	8	194,000	206,300	
	9	195,400	207,900	
	10	196,900	209,700	
	11	198,400	211,500	
	12	199,700	213,300	
	13	201,000	214,700	
	14	202,200	216,500	
	15	203,500	218,200	
	16	204,800	220,000	
	17	206,100	221,700	
	18	207,400	223,400	
	19	208,700	225,000	
	20	209,800	226,600	
	21	211,100	228,000	
	22	212,400	229,700	
	23	213,700	231,300	
	24	214,800	232,900	
	25	215,900	234,000	
	26	216,900	235,500	
	27	218,000	236,900	
	28	219,100	238,200	
	29	220,100	239,500	
	30	221,000	240,700	
	4 非常勤講師、非常勤助手、支援員、理科支援員、外国語支援員及び適応支援教室に勤務する相談員その他これらに準ず	1	205,100	270,900
		2	206,500	273,100
3		208,100	275,300	
4		209,600	277,300	
5		211,300	279,600	

る業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	6	213,000	281,600
	7	214,700	283,500
	8	216,400	285,500
	9	217,800	287,300
	10	219,500	289,700
	11	221,200	292,000
	12	222,900	294,500
	13	224,300	296,500
	14	226,000	299,000
	15	227,700	301,300
	16	229,400	304,000
	17	231,000	306,400
	18	232,700	308,800
	19	234,300	311,300
20	235,900	313,600	
5 特定の資格を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	374,000円	422,000円

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
1 一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む	1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 その他これに準ずる職務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）

	2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相当の知識又は経験を必要とする職務</li> <li>2 その他これに準ずる職務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）</li> </ul>
2 保健師、助産師、看護師その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士の職務</li> <li>2 准看護師の職務</li> <li>3 歯科衛生士の職務</li> <li>4 その他これに準ずる職務</li> </ul>
	2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保健師の職務</li> <li>2 助産師の職務</li> <li>3 看護師の職務</li> <li>4 その他これに準ずる職務</li> </ul>
3 保育士、介護士その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育士の職務</li> <li>2 その他これに準ずる職務</li> </ul>
	2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育士（担任）の職務</li> <li>2 相当の知識又は経験を必要とする職務</li> <li>3 その他これに準ずる職務</li> </ul>
4 非常勤講師、非常勤助手、支援員、理科支援員、外国語支援員及び適応支援教室に勤務する相談員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主に教諭等の補助として定型的又は補助的な業務を行う職務</li> <li>2 その他これに準ずる職務</li> </ul>
	2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 勤務する学校種の教員免許状を有し、教諭と同等の業務を行う職務</li> <li>2 その他これに準ずる職務</li> </ul>
5 特定の資格を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務</li> <li>2 その他これに準ずる職務</li> </ul>

	2級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合</li><li>2 その他これに準ずる職務</li></ol>
--	----	--

## 議案第2号

さくら市空家等対策の推進に関する条例の制定について

さくら市空家等対策の推進に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理、活用の促進、必要な措置等に関して必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産に対する被害を防止するとともに、安心・安全な生活環境の保全を図り、もって地域コミュニティの活性化並びに本市の魅力の向上及び定住の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に存する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内に存する学校に在学する者
  - エ 旅行その他の事由により市内に滞在している者
- (4) 地域団体 行政区、市民活動団体その他の地域住民を主たる構成員として組織される団体をいう。
- (5) 事業者 市内において不動産業、建設業その他の空家等の活用に関する事業を営む者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において、空家等の適切な管理に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生の抑制、活用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等の発生を抑制するため、空家等に関する情報を市に提供するほか、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定に基づき、さくら市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、計画を定める場合は、あらかじめ、次条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定によりさくら市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画を作成及び変更並びに実施するために要する基本的な事項を調査又は審議すること。
- (2) 第14条の規定により審議会に意見を聴くものとされた事項について調査又は審議すること。
- (3) 前2号の規定による調査又は審議の結果を市長に答申すること。

- 3 審議会は、委員 7 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
  - (2) 空家等に関する施策に係る知識及び経験を有する者
  - (3) 地域団体の代表者
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
- 10 会長は、会議の議長となる。
- 11 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 14 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 15 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（空家等の適切な管理の促進）

第8条 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、空家等が適切に管理されていないと認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう指導することができる。

（空家等の活用）

第9条 空家等の所有者等は、当該空家等及び除却した空家等に係る跡地

(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)を利用する見込みがないときは、賃貸、売買、譲渡その他これらを活用するための取組みを行うよう努めるものとする。

- 2 市、地域団体及び事業者は、前項の規定による所有者等が行う取組みに協力するよう努めるものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、空家等が特定空家等であるおそれがあると認められる場合は、当該職員又はその委任した者に、当該空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等の認定等)

第11条 市長は、前条第1項の調査の結果、空家等が特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定をしようとする空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る空家等の所有者等にその旨を通知するとともに、法第14条第1項の助言又は指導をするものとする。
- 4 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(公表)

第12条 市長は、法第14条第3項の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（緊急安全措置）

第13条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により道路、公園その他の公共施設等を利用する不特定多数の人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。この場合において、市長は、過失がなく、当該所有者等を確認することができないときは、当該措置の内容を公示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を審議会に報告するものとする。

（審議会の意見の聴取）

第14条 市長は、次に掲げる措置を講じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 第11条第1項の規定による認定
- (2) 第12条第1項の規定による公表
- (3) 法第14条第2項の規定による勧告
- (4) 法第14条第3項の規定による命令
- (5) 法第14条第9項及び第10項の規定により行う行為

（財政上の措置）

第15条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な空家等の除却費用の補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（関係機関等との連携）

第16条 市長は、第1条の目的を達成するため、警察、消防その他の関係行政機関、地域団体その他の関係団体、事業者その他の法人等と連携し、空家等に関する施策に係る協力体制を構築するよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市議会議員政治倫理条例の一部改正)

第1条 さくら市議会議員政治倫理条例(平成25年さくら市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「臨時職員」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の規定により任用する者をいう。)、臨時的任用職員」に、「(昭和25年法律第261号)第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、「臨時的に」を削り、「。)及び」の次に「特別職」を加える。

(さくら市職員定数条例の一部改正)

第2条 さくら市職員定数条例(平成17年さくら市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年さくら市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え、同項第1号中「任用」を「任免」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年さくら市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(さくら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 さくら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年さくら市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年さくら市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年さくら市条例第35号)の一部を次のように改正す

る。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 8 条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 30 年さくら市条例第 17 号)第 4 条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条及び第 4 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第 19 条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

附則第 4 項を削る。

別表第 1 中 21 の項を 22 の項とし、8 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 7 の項の次に次のように加える。

<p>8 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</p>	<p>当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
--	----------------------------------

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 さくら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年さくら市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。)」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 21 条を第 25 条とし、第 17 条から第 20 条までを 4 条ずつ繰り下げる。

第 16 条を第 19 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第 20 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 4 条第 5 項及び第 6 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 10 条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超え

		てしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第4項	第2項	さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号。以下「育児休業条例」という。）第20条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第20条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第17条の5	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第15条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例）

第18条 育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤
--------	------	--

		務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 9 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第 14 条を第 15 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第 16 条 第 6 条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第 13 条中「過員を生ずることとする」を「次に掲げる事情とする」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 号中「当該期間」の次に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを 4 週間ごとに区分することができない場合にあっては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を 1 週間、2 週間、3 週間又は 4 週間に区分した各期間）」を加え、同条を第 11 条とする。

第 9 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 育児休業法第 6 条第 1 項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- 第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「育児休業した職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第 6 条 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

附則第 3 項から第 5 項までを削る。

(さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 10 条 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

別表中税等徴収嘱託員の項から交通教育指導員の項まで、社会福祉委員の項、児童福祉委員の項、母子・父子自立支援員の項から廃棄物・土砂等埋立監視員の項まで、健康づくり推進委員の項、砂利採取監視員の項、英語指導助手の項から臨床心理士の項まで、少年指導員の項から社会教育指導員の項まで及び博物館長の項を削る。

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 11 条 さくら市職員の給与に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 の見出しを「(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)」に改め、同条中「臨時的に雇用される職員の給与」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償」に、「この条例の規定にかかわらず予算の範囲内において市長が別に」を「別に条例で」に改める。

(さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 12 条 さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の見出しを「(会計年度任用職員の給与)」に改め、同条中「臨時的に雇用される職員」を「職員で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であるもの」に改め、「この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において」を削る。

(さくら市博物館条例の一部改正)

第13条 さくら市博物館条例（平成17年さくら市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

（さくら市青少年センター条例の一部改正）

第14条 さくら市青少年センター条例（平成18年さくら市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

（さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第15条 さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第20条中「もの」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第23条 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与については、管理者が別に定める。

（さくら市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及びさくら市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止）

第16条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) さくら市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年さくら市条例第40号）

(2) さくら市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年さくら市条例第86号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 議案第 4 号

### さくら市印鑑条例の一部改正について

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

### さくら市印鑑条例の一部を改正する条例

さくら市印鑑条例（平成 17 年さくら市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 5 条第 2 項第 3 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「第 30 条の 16 第 1 項」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第 8 号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、名」及び「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 2 項中「記

録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第4項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 5 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市立保育園条例の一部改正)

第1条 さくら市立保育園条例（平成17年さくら市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正)

第2条 さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改

正する。

第 36 条第 1 項中「小規模保育事業 A 型をいう。」及び「小規模保育事業 B 型をいう。」の次に「第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。」を加え、「同条」を「同条例第 23 条」に改める。

第 41 条第 1 項中「この項」の次に「から第 5 項まで」を加え、同項第 2 号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第 4 項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「を行う者であって、第 36 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの」を「(第 36 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 41 条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所

又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A型若しくは小規模保育事業 B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

(さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正)

第 3 条 さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

本則（第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 19 条までの規定、第 26 条第 3 項、第 38 条第 2 項及び第 4 項、第 39 条から第 42 条第 2 項までの規定、第 45 条から第 48 条までの規定並びに第 50 条第 2 項を除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支払い」を「支払」に改める。

題名を次のように改める。

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例

目次を次のように改める。

## 目次

### 第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第 1 節 総則（第 1 条・第 2 条）

#### 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第 1 款 利用定員に関する基準（第 3 条）

##### 第 2 款 運営に関する基準（第 4 条—第 33 条）

##### 第 3 款 特例施設型給付費に関する基準（第 34 条・第 35 条）

#### 第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

##### 第 1 款 利用定員に関する基準（第 36 条）

##### 第 2 款 運営に関する基準（第 37 条—第 49 条）

##### 第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 50 条・第 51 条）

### 第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 52 条—第 60 条）

## 附則

「第 1 章 総則」を「第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第 1 条の前に次の節名を付する。

#### 第 1 節 総則

第 2 条の次に次の節名及び款名を付する。

#### 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第 1 款 利用定員に関する基準

「第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準」を削る。

本則に次の 1 章を加える。

### 第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (趣旨)

第 52 条 法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところ

ろによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第 53 条 特定子ども・子育て支援提供者（法第 30 条の 11 第 3 項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第 54 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 16 に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第 55 条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第 2 項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければな

らない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第 56 条 特定子ども・子育て支援提供者が法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前 2 条の規定の適用については、第 54 条第 1 項中「額」とあるのは「額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 1 項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 2 項中「前項の場合において、」とあるのは「法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)

第 57 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 58 条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第 59 条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第 30 条の 8 第 1 項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家

族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第 60 条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、第 53 条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第 57 条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

「第 1 節 利用定員に関する基準」を削る。

第 3 条の見出しを削り、同条第 1 項中「この章」を「この節」に改め、同条の次に次の款名を付する。

#### 第 2 款 運営に関する基準

「第 2 節 運営に関する基準」を削る。

第 4 条第 1 項中「利用者負担」を「第 12 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 5 条の見出し中「利用申込みに対する正当な」を「正当な」に改める。

第 7 条中「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 8 条（見出しを含む。）中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるもの

とする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第 12 条第 4 項第 3 号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び第 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 1 項中「法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を

含む。以下この項」を「法第 27 条第 1 項の施設型給付費という。以下この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項」に改める。

第 16 条中「常に支給認定子ども」を「常に教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもに体調」を「教育・保育給付認定子どもに体調」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条第 5 号中「支給認定保護者に支払いを求める利用者負担その他の」を「第 12 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に、「支払い」を「支払」に改める。

第 26 条第 3 項中「支給認定子どもに関する」を「教育・保育給付認定子どもに関する」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 33 条第 2 項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の款名を付する。

### 第 3 款 特例施設型給付費に関する基準

「第 3 節 特例施設型給付費に関する基準」を削る。

第 34 条第 3 項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「とする」を「と、第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第 35 条第 1 項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第 3 項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款」に、「第 12 条第 4 項第 3 号中「除き、

同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。)とあるのは「除く。)」を「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改め、同条の次に次の節名及び款名を付する。

### 第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第 1 款 利用定員に関する基準

「第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を削る。

「第 1 節 利用定員に関する基準」を削る。

第 36 条の見出しを削り、同条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「この章において同じ。)の数を」を「この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第 4 条」を「附則第 3 条」に改め、同条の次に次の款名を付する。

#### 第 2 款 運営に関する基準

「第 2 節 運営に関する基準」を削る。

第 37 条第 1 項中「利用者負担」を「第 42 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 38 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 39 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改

める。

第 41 条第 1 項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 9 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第 45 条第 5 号中「支給認定保護者に支払いを求める利用者負担その他の」を「第 42 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に、「支払い」を「支払」に改める。

第 46 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 48 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第 10 条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」と、第 11 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 13 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 18 条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 18 条中「施

設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第 49 条の次に次の款名を付する。

### 第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準

「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準」を削る。

第 50 条第 2 項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、「特定利用地域型保育を提供する場合」の次に「にあつて」を加え、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第 3 項中「含むものとし、本章（第 38 条第 2 項及び第 39 条第 2 項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第 39 条第 2 項を除き、第 49 条において準用する第 7 条から第 13 条まで（第 9 条及び第 12 条を除く。次条第 3 項において同じ。）、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までを含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 38 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 51 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・

保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条第2項中「特別利用地域型保育を提供する場合」の次に「にあつて」を加え、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「法第27条第3項第2号の規定により市が別に定める額(特定教育・保育施設」とあるのは「当該特定教育・保育施設」と、「額とする。)をいう。)」とあるのは「額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第18条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替え

られた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に、「支払い」を「支払」に改める。

附則中第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の  
一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の  
一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さ  
くら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」  
を加え、同条に次の 4 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全  
てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととす  
ることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれ  
の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ  
うにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第23条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上の者に限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第12条第2項に次の1号を加える。
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第18条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第19条第2項

に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 33 条第 2 号中「(平成 24 年法律第 65 号)」を削る。

第 41 条中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 項中「この条例の施行の日の前日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日」に改め、「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「この条例の施行の日」を「施行日」に改める。

附則中第 9 項を第 10 項とし、第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 5 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に、「5 年」を「10 年」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 11 条、第 18 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 19 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 2 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 6 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努

めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
条例の一部改正について

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
条例の一部を改正する条例

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成  
26 年さくら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「都道府県」の次に「知事又は地方自治法（昭和 22  
年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

さくら市準用河川占用料条例の一部改正について

さくら市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

さくら市準用河川占用料条例（平成 17 年さくら市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前に許可を受けた流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

## 議案第 9 号

さくら市水道法施行条例の一部改正について

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例

さくら市水道法施行条例（平成 24 年さくら市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第 6 号中「の卒業生」を「の規定による卒業をした者」に改め、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第 4 号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第 5 号中「卒業生」を「卒業した者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後のさくら市水道法施行条例第 3 条第 8 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 10 号

さくら市水道事業給水条例の一部改正について

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業給水条例（平成 17 年さくら市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 16 条の 2 第 1 項の」の次に「規定により」を加える。

第 31 条第 1 項第 1 号中「指定」の次に「又は法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。



議案第 11 号

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 906 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 185 億 1,756 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出

さくら市長 花塚 隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
	1 国 庫 負 担 金		
	2 国 庫 補 助 金		
15 県 支 出 金			
	1 県 負 担 金		
	2 県 補 助 金		
19 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
20 諸 収 入			
	4 雑 入		
21 市 債			
	1 市 債		
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,034,865	79,030	2,113,895
1,794,685	26,199	1,820,884
230,666	52,831	283,497
1,249,081	10,978	1,260,059
688,370	7,128	695,498
437,366	3,850	441,216
400,000	51,953	451,953
400,000	51,953	451,953
776,423	156,000	932,423
141,945	156,000	297,945
1,261,900	11,100	1,273,000
1,261,900	11,100	1,273,000
18,208,503	309,061	18,517,564

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
3	民生費		
		1	社会福祉費
		2	児童福祉費
4	衛生費		
		1	保健衛生費
6	農林水産業費		
		1	農業費
		2	林業費
7	商工費		
		1	商工費
8	土木費		
		1	土木管理費
9	消防費		
		1	消防費
10	教育費		
		4	幼稚園費
		5	社会教育費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,884,803	203,240	2,088,043
1,403,407	203,240	1,606,647
6,137,581	48,757	6,186,338
2,443,828	21,999	2,465,827
3,181,357	26,758	3,208,115
1,965,824	2,887	1,968,711
598,233	2,887	601,120
530,236	18,176	548,412
521,725	11,926	533,651
8,511	6,250	14,761
982,128	7,593	989,721
982,128	7,593	989,721
1,486,145	7,000	1,493,145
127,889	7,000	134,889
801,897	3,718	805,615
801,897	3,718	805,615
2,386,913	17,690	2,404,603
169,270	17,479	186,749
516,113	211	516,324
18,208,503	309,061	18,517,564

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	令和元年度から 令和4年度まで	246,792
氏家中学校給食調理業務委託	令和元年度から 令和4年度まで	93,060

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業費	7,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業費	8,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	12,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ



令和元年度さくら市一般会計補正予算  
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
14 国	庫支出金	2,034,865
15 県	支出金	1,249,081
19 繰	越金	400,000
20 諸	収入	776,423
21 市	債	1,261,900
歳入合計		18,208,503

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
79,030	2,113,895	
10,978	1,260,059	
51,953	451,953	
156,000	932,423	
11,100	1,273,000	
309,061	18,517,564	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		1,884,803	203,240
3	民生費		6,137,581	48,757
4	衛生費		1,965,824	2,887
6	農林水産業費		530,236	18,176
7	商工費		982,128	7,593
8	土木費		1,486,145	7,000
9	消防費		801,897	3,718
10	教育費		2,386,913	17,690
歳出合計			18,208,503	309,061

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,088,043	39,310		156,000	7,930	
6,186,338	38,086			10,671	
1,968,711	513			2,374	
548,412	3,850	4,100		10,226	
989,721				7,593	
1,493,145		7,000			
805,615				3,718	
2,404,603	8,249			9,441	
18,517,564	90,008	11,100	156,000	51,953	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,034,865	79,030	2,113,895
	1 国庫負担金	1,794,685	26,199	1,820,884
	1 民生費国庫負担金	1,741,660	26,199	1,767,859
	2 国庫補助金	230,666	52,831	283,497
	1 総務費国庫補助金	43,098	39,000	82,098
	2 民生費国庫補助金	86,289	13,318	99,607
	3 衛生費国庫補助金	20,731	513	21,244

15	県支出金	1,249,081	10,978	1,260,059
	1 県負担金	688,370	7,128	695,498
	1 民生費県負担金	659,955	7,128	667,083
	2 県補助金	437,366	3,850	441,216
	4 農林水産業費県補助金	137,092	3,850	140,942

19	繰越金	400,000	51,953	451,953
	1 繰越金	400,000	51,953	451,953
	1 繰越金	400,000	51,953	451,953

20	諸収入	776,423	156,000	932,423
	4 雑入	141,945	156,000	297,945
	2 雑入	141,940	156,000	297,940

21	市債	1,261,900	11,100	1,273,000
	1 市債	1,261,900	11,100	1,273,000
	4 農林水産業債	8,700	4,100	12,800

14 国庫支出金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	10,934	障害児通所給付費等負担金 (1/2)	10,934
2 児童福祉費負担金	15,265	母子生活支援施設措置費 (1/2)	3,323
		子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2)	4,337
		子どものための利用給付交付金	7,605
1 総務費補助金	39,000	プレミアム付商品券事業費補助金	39,000
2 児童福祉費補助金	13,318	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	525
		子ども子育て支援事業補助金	12,793
1 保健衛生費補助金	513	母子保健衛生費国庫補助金 (2/3)	513

1 社会福祉費負担金	5,467	障害児通所給付費等負担金 (1/4)	5,467
3 児童福祉費負担金	1,661	母子生活支援施設措置費 (1/4)	1,661
1 農業費補助金	3,850	県単独かんがい排水事業費 (35/100)	2,464
		直接支払推進事業費補助金	1,386

1 繰越金	51,953	前年度繰越金	51,953

1 総務費雑入	156,000	プレミアム付商品券売上金	156,000

1 農道整備事業債	4,100	農道整備事業費	4,100

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	5	土木債	213,000	7,000	220,000

節		説明
区分	金額	
6 急傾斜地崩壊対策事業債	7,000	急傾斜地崩壊対策事業費 7,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	1,884,803	203,240	2,088,043	39,310		156,000	7,930
	1 総務管理費	1,403,407	203,240	1,606,647	39,310		156,000	7,930
	1 一般管理費	649,521	0	649,521	310			△310
	5 財産管理費	134,969	5,080	140,049				5,080
	7 企画費	187,673	198,160	385,833	39,000		156,000	3,160

3	民生費	6,137,581	48,757	6,186,338	38,086			10,671
	1 社会福祉費	2,443,828	21,999	2,465,827	16,401			5,598
	1 社会福祉総務費	1,483,264	21,869	1,505,133	16,401			5,468
	4 老人福祉費	170,867	130	170,997				130
	2 児童福祉費	3,181,357	26,758	3,208,115	21,685			5,073
	1 児童福祉総務費	1,334,396	19,585	1,353,981	16,176			3,409
	2 母子福祉費	478,543	7,173	485,716	5,509			1,664

2 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		(財源更正)	
18 備品購入費	5,080	○公用車管理事務 機械器具費	5,080 5,080
7 賃 金	933	○総合政策課庶務事務 臨時雇賃金	933 933
11 需用費	171	○市民活動センター事業 消耗品費	2,227 61
13 委託料	138	印刷製本費	110
		業務委託料	138
15 工事請負費	247	工事請負費	247
		庁用器具費	1,482
18 備品購入費	1,671	機械器具費	189
		○プレミアム付商品券事業 交付金	195,000 195,000
19 負担金、補助 及び交付金	195,000		

20 扶助費	21,869	○介護給付・訓練等給付事業 扶助費	21,869 21,869
19 負担金、補助 及び交付金	130	○単位老人クラブ補助事業 補助金	130 130
7 賃 金	933	○こども政策課庶務事務 臨時雇賃金	12,483 933
13 委託料	11,550	業務委託料	11,550
		○民間保育園事業 負担金	4,550 4,550
19 負担金、補助 及び交付金	7,102	○管外保育園保育事業 負担金	443 443
		○認可外保育施設利用事業 負担金	2,109 2,109
20 扶助費	7,173	○児童扶養手当支給事業 扶助費	525 525
		○母子生活支援事業 扶助費	6,648 6,648

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	衛生費	1,965,824	2,887	1,968,711	513			2,374
	1 保健衛生費	598,233	2,887	601,120	513			2,374
	1 保健衛生総務費	300,224	2,117	302,341				2,117
	3 母子保健費	59,299	770	60,069	513			257

6	農林水産業費	530,236	18,176	548,412	3,850	4,100		10,226
	1 農業費	521,725	11,926	533,651	3,850	4,100		3,976
	3 農業振興費	105,765	1,386	107,151	1,386			
	5 農地費	154,493	7,040	161,533	2,464	4,100		476
	7 農業構造改善費	78,491	3,500	81,991				3,500
	2 林業費	8,511	6,250	14,761				6,250
	1 林業費	8,511	6,250	14,761				6,250

7	商工費	982,128	7,593	989,721				7,593
	1 商工費	982,128	7,593	989,721				7,593
	1 商工総務費	69,991	740	70,731				740
	5 喜連川地区施設管理費	57,550	6,853	64,403				6,853

8	土木費	1,486,145	7,000	1,493,145		7,000		
	1 土木管理費	127,889	7,000	134,889		7,000		
	1 土木総務費	127,889	7,000	134,889		7,000		

節		説明	
区分	金額		
7賃金	2,117	○健康増進課庶務事務 臨時雇賃金	2,117 2,117
13委託料	770	○母子保健推進事業 業務委託料	770 770

19負担金、補助 及び交付金	1,386	○経営所得安定対策 交付金	1,386 1,386
13委託料	1,540	○県単かんがい排水事業 業務委託料 工事請負費	7,040 1,540
15工事請負費	5,500		5,500
18備品購入費	3,500	○氏家地区農産物直売所運営事業 庁用器具費	3,500 3,500
13委託料	6,250	○お丸山公園平地林管理事業 業務委託料	6,250 6,250

19負担金、補助 及び交付金	740	○企業誘致推進事業 補助金	740 740
15工事請負費	6,853	○温泉施設維持管理事業 工事請負費	6,853 6,853

19負担金、補助 及び交付金	7,000	○急傾斜地崩壊対策事業 負担金	7,000 7,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9		消防費	801,897	3,718	805,615				3,718
	1	消防費	801,897	3,718	805,615				3,718
		2 消防施設費	741,036	3,718	744,754				3,718

10		教育費	2,386,913	17,690	2,404,603	8,249			9,441
	4	幼稚園費	169,270	17,479	186,749	8,249			9,230
		1 幼稚園費	169,270	17,479	186,749	8,249			9,230
	5	社会教育費	516,113	211	516,324				211
		6 公民館費	80,905	211	81,116				211

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	3,718	○消防施設整備事業 工事請負費 3,718 3,718

19 負担金、補助 及び交付金	17,479	○幼稚園事業 負担金 4,376 4,376 ○未移行幼稚園施設等利用事業 負担金 12,696 12,696 ○預かり保育事業 負担金 407 407
19 負担金、補助 及び交付金	211	○自治公民館建設補助事業 補助金 211 211

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 財 源
						国・県	地方債	その他	
16-農業経営基盤強化 資金利子補給	2,265	平成30年度	2,253	令和元年度 令和3年度	12				12
17-農業経営基盤強化 資金利子補給	253	平成30年度	241	令和元年度 令和6年度	12				12
25-災害条例資金利子 補給	105	平成30年度	93	令和元年度 令和2年度	12	6			6
26-防犯灯LED化業務 委託	72,000	平成30年度	32,000	令和元年度 令和5年度	40,000				40,000
26-家庭系一般廃棄物 収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物 (氏家地区1)]	116,598	平成30年度	93,236	令和元年度	23,362			20,557	2,805
26-家庭系一般廃棄物 収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物 (氏家地区2)]	127,808	平成30年度	102,200	令和元年度	25,608			22,534	3,074
26-家庭系一般廃棄物 収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物 (喜連川地区)]	173,594	平成30年度	138,812	令和元年度	34,782			30,607	4,175
26-家庭系一般廃棄物 収集運搬業務委託 [不燃・粗大ごみ (喜連川地区)]	23,607	平成30年度	18,877	令和元年度	4,730			4,162	568
26-喜連川小学校ス クールバス運行業務 委託	195,000	平成30年度	156,000	令和元年度	39,000				39,000
26-さくら市図書館指 定管理業務委託	450,000	平成30年度	360,000	令和元年度	90,000				90,000
27-会議録等作成業務 委託	20,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和2年度	8,000				8,000
27-私立保育所等防犯 カメラ設置費補助事 業	1,095	平成30年度	810	令和元年度 令和2年度	285				285
27-氏家中学校給食調 理業務委託	107,000	平成30年度	77,500	令和元年度	29,500				29,500

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
28-氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	249,000	平成30年度	166,000	令和元年度	83,000				83,000
28-さくら市営駐車場指定管理委託	30,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和3年度	18,000			18,000	0
28-さくら市喜連川社会福祉センター指定管理業務委託	10,036	平成30年度	3,970	令和元年度 令和3年度	6,066				6,066
28-さくら市生きがいセンター指定管理業務委託	2,620	平成30年度	1,036	令和元年度 令和3年度	1,584				1,584
28-さくら市氏家福祉センター指定管理業務委託	24,510	平成30年度	9,785	令和元年度 令和3年度	14,725				14,725
28-総合交流ターミナル管理業務委託	202,100	平成30年度	78,000	令和元年度 令和3年度	124,100				124,100
28-さくら市温泉浴場(第1、第2)管理業務委託	97,100	平成30年度	36,000	令和元年度 令和3年度	61,100				61,100
29-総合健康診査業務委託	305,000	平成30年度	101,000	令和元年度 令和2年度	204,000				204,000
29-喜連川児童センター指定管理業務委託	172,205	平成30年度	34,000	令和元年度 令和4年度	138,205	44,087			94,118
30-例規データ作成更新業務委託	1,728			令和元年度	1,728				1,728
30-広島平和記念式典中学生派遣事業	1,050			令和元年度	1,050				1,050
30-南小学童保育センター指定管理業務委託	62,450			令和元年度 令和3年度	62,450	34,784			27,666
30-農業振興地域整備計画策定業務委託	1,642			令和元年度	1,642				1,642

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
30-道路管理業務委託 (市道U1-1号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000
30-道路管理業務委託 (市道K1001号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000
30-氏家児童センター 指定管理業務委託	110,500			令和元年度 令和3年度	110,500	44,200			66,300
30-上松山児童セン ター指定管理業務委 託	62,500			令和元年度 令和2年度	62,500	25,000			37,500
31-広島平和記念式典 中学生派遣事業	1,080			令和元年度 令和2年度	1,080				1,080
31-都市計画マスター プラン見直し業務委 託	1,870			令和元年度 令和2年度	1,870				1,870
31-スクールバス運行 業務委託	118,260			令和元年度 令和6年度	118,260				118,260
31-スクールバス車両 リース	185,977			令和元年度 令和11年度	185,977				185,977
1-氏家小学校・押上 小学校・上松山小学 校・南小学校給食調 理業務委託	(0) 246,792			令和元年度 令和4年度	(0) 246,792				(0) 246,792
1-氏家中学校給食調 理業務委託	(0) 93,060			令和元年度 令和4年度	(0) 93,060				(0) 93,060

( ) 内は、補正前の数値である。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,316,976	14,656,405	1,290,100	1,690,642	14,255,863
(1) 総務	5,908,402	5,809,155	604,700	701,370	5,712,485
(2) 民生	583,856	509,998	19,200	74,050	455,148
(3) 衛生	304,001	299,881	52,200	21,384	330,697
(4) 農林水産	907,880	786,370	12,800	111,887	687,283
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,396,933	3,192,760	237,100	386,468	3,043,392
(7) 消防	694,429	709,856	72,500	77,025	705,331
(8) 教育	3,521,475	3,348,385	291,600	318,458	3,321,527
2 災害復旧費	4,915	12,169	0	637	11,532
(1) 公共土木施設	1,515	8,769	0	212	8,557
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	0	425	2,975
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,321,891	14,668,574	1,290,100	1,691,279	14,267,395



## 議案第 12 号

### 令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,537 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 1,666 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
9 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
716,887	3,788	720,675
182,462	3,788	186,250
804,403	3,152	807,555
804,403	3,152	807,555
1	28,438	28,439
1	28,438	28,439
3,181,283	35,378	3,216,661

歳 出

款	項
5 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
59,573	3,788	63,361
59,573	3,788	63,361
519	31,590	32,109
519	31,590	32,109
3,181,283	35,378	3,216,661



令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算  
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額			
3	国	庫	支	出	金	716,887		
4	支	払	基	金	交	付	金	804,403
9	繰		越		金	1		
		歳	入	合	計	3,181,283		

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,788	720,675	
3,152	807,555	
28,438	28,439	
35,378	3,216,661	

歳出

款	補正前の額	補正額
5 基金積立金	59,573	3,788
6 諸支出金	519	31,590
歳出合計	3,181,283	35,378

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
63,361	3,788				
32,109				31,590	
3,216,661	3,788			31,590	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	716,887	3,788	720,675
	2 国庫補助金	182,462	3,788	186,250
	5 保険者機能強化推進交付金	0	3,788	3,788

4	支払基金交付金	804,403	3,152	807,555
	1 支払基金交付金	804,403	3,152	807,555
	1 介護給付費交付金	782,891	3,152	786,043

9	繰越金	1	28,438	28,439
	1 繰越金	1	28,438	28,439
	1 繰越金	1	28,438	28,439

3 国庫支出金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年分	3,788	保険者機能強化推進交付金	3,788

2 過年度分	3,152	介護給付費交付金	3,152

1 繰越金	28,438	前年度繰越金	28,438

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5		基金積立金	59,573	3,788	63,361	3,788			
	1	基金積立金	59,573	3,788	63,361	3,788			
		1 介護給付費 準備基金積 立金	59,573	3,788	63,361	3,788			

6		諸支出金	519	31,590	32,109				31,590
	1	償還金及び 還付加算金	519	31,590	32,109				31,590
		2 介護給付費 返還金	7	31,590	31,597				31,590

5 基金積立金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25 積立金	3,788	○基金積立金 基金積立金	3,788 3,788

23 償還金、利子及び割引料	31,590	○介護給付費等返還金 償還金	31,590 31,590



議案第 13 号

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度さくら市下水道事業会計予算第 4 条の 2 中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 156,441 千円及び 154,635 千円」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 134,808 千円及び 152,415 千円」に改める。

（予算における元号の表示）

第 3 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年 9 月 3 日 提出

さくら市長 花塚隆志

## 令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

- 1 令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 2 令和元年度さくら市下水道事業会計予定開始貸借対照表
- 3 令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表

# 令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	126,587,000
減価償却費	532,936,000
減損損失	0
賞与引当金の増減額(減少△)	6,812,000
貸倒引当金の増減額(減少△)	1,425,000
長期前受金戻入	△272,841,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	108,723,000
有形固定資産売却損益(益△)	0
資産減耗費	
未収金の増減額(増加△)	110,680,000
未払金の増減額(減少△)	△113,209,000
貯蔵品の増減額(増加△)	0
前払金の増減額(増加△)	0
その他流動資産の増減額(減少△)	0
前受金の増減額(増加△)	0
その他流動負債の増減額(減少△)	0
小計	501,113,000
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△108,723,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	392,390,000
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△670,802,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	273,000,000
工事負担金による収入	19,042,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△378,760,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	294,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△372,932,000
他会計からの出資による収入	21,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,332,000
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	△43,702,000
資金期首残高	49,259,618
資金期末残高	5,557,618

令和元年度さくら市下水道事業会計予定開始貸借対照表  
(平成31年4月1日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		259,770,039
ロ 建物	1,101,607,697	
減価償却累計額	<u>△417,448,287</u>	684,159,410
ハ 構築物	17,190,225,682	
減価償却累計額	<u>△5,180,413,963</u>	12,009,811,719
ニ 機械及び装置	2,957,748,166	
減価償却累計額	<u>△2,145,654,731</u>	812,093,435
ホ 車両運搬具	2,470,113	
減価償却累計額	<u>△1,786,905</u>	683,208
ヘ 工具器具及び備品	12,040,284	
減価償却累計額	<u>△10,692,621</u>	<u>1,347,663</u>

有形固定資産合計 13,767,865,474

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	95,206,965	
減価償却累計額	<u>△32,751,067</u>	<u>62,455,898</u>

無形固定資産合計 62,455,898

固定資産合計 13,830,321,372

2. 流動資産

(1) 現金・預金	49,259,618
(2) 未収金	134,808,193
(3) 前払金	0
(4) その他流動資産	<u>0</u>

流動資産合計 184,067,811

資産合計 14,014,389,183

## 負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債	5,589,543,840		
固定負債合計			5,589,543,840
4. 流動負債			
(1) 企業債	372,931,821		
(2) 未払金	152,414,366		
(3) 前受金	0		
(4) 引当金	0		
(5) その他流動負債	0		
流動負債合計			525,346,187
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	10,471,841,767		
(2) 長期前受金収益化累計額	△3,773,177,191		
繰延収益合計			6,698,664,576
負債合計			12,813,554,603

## 資本の部

6. 資本金			
(1) 資本金	1,082,300,360		
資本金合計			1,082,300,360
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金等	118,534,220		
ロ その他資本剰余金	0		
資本剰余金合計	118,534,220		
剰余金合計			118,534,220
資本合計			1,200,834,580
負債・資本合計			14,014,389,183

令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表  
(令和2年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		259,770,039	
ロ 建物	1,010,607,697		
減価償却累計額	<u>△441,386,468</u>	569,221,229	
ハ 構築物	17,424,362,298		
減価償却累計額	<u>△5,568,454,278</u>	11,855,908,020	
ニ 機械及び装置	2,957,748,166		
減価償却累計額	<u>△2,264,166,858</u>	693,581,308	
ホ 車両運搬具	2,470,113		
減価償却累計額	<u>△1,954,225</u>	515,888	
ヘ 工具器具及び備品	12,040,284		
減価償却累計額	<u>△10,854,913</u>	1,185,371	
ト 建設仮勘定		<u>484,770,000</u>	
有形固定資産合計			13,864,951,855

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	96,006,965		
減価償却累計額	<u>△ 32,865,402</u>	<u>63,141,563</u>	
無形固定資産合計			<u>63,141,563</u>

固定資産合計 13,928,093,418

2. 流動資産

(1) 現金・預金		5,557,618	
(2) 未収金	39,205,000		
貸倒引当金	<u>△1,425,000</u>	37,780,000	
(3) 前払金		0	
(4) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>43,337,618</u>
資産合計			<u>13,971,431,036</u>

負債の部

3. 固定負債		
(1) 企業債		<u>5,497,980,078</u>
固定負債合計		5,497,980,078
4. 流動負債		
(1) 企業債		386,163,762
(2) 未払金		21,000,000
(3) 前受金		
(4) 引当金		0
(5) その他流動負債		<u>0</u>
流動負債合計		407,163,762
5. 繰延収益		
(1) 長期前受金		10,763,883,797
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△4,046,018,161</u>
繰延収益合計		<u>6,717,865,636</u>
負債合計		12,623,009,476

資本の部

6. 資本金		
(1) 資本金	1,082,300,360	
(2) 繰入資本金	21,000,000	
資本金合計		<u>1,103,300,360</u>
		1,103,300,360
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金等	118,534,200	
ホ その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		<u>118,534,200</u>
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>126,587,000</u>	
利益剰余金合計		<u>126,587,000</u>
剰余金合計		<u>245,121,200</u>
資本合計		<u>1,348,421,560</u>
負債・資本合計		<u><u>13,971,431,036</u></u>



議案第 14 号

平成 30 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 15 号

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理  
事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、  
平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計  
決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 16 号

平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定  
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、  
平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意  
見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 17 号

平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 18 号

平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定に  
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、  
平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見  
を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 19 号

平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定  
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、  
平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意  
見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 20 号

平成 30 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 21 号

平成 30 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度さくら市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 1 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の  
提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定によ  
り、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のと  
おり提出する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 2 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

## 報告第 3 号

### 平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

#### 1 健全化判断比率

・ 実質赤字比率	—	( 13.24 %)
・ 連結実質赤字比率	—	( 18.24 %)
・ 実質公債費比率	7.2%	( 25.0 %)
・ 将来負担比率	—	( 350.0 %)

#### 2 資金不足比率

・ 水道事業会計	—	( 20.0 %)
・ 公共下水道事業特別会計	—	( 20.0 %)
・ 農業集落排水事業特別会計	—	( 20.0 %)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 ( ) 内は当市の平成 30 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和元年 9 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

